

外郭団体に関する特別委員会資料

令和 4 年 度

公立大学法人 神戸市看護大学
事業概要

健 康 局

目 次

I	法人設立の趣旨	1
II	法人の概要	2
1	名 称	2
2	所 在 地	2
3	設 立 年 月 日	2
4	資 本 金	2
III	法人の機構・教職員数	3
1	機 構	3
2	教 職 員 数	4
3	役 員	5
IV	公立大学法人神戸市看護大学定款	6
V	令和3年度事業報告	13
1	事業の概要	13
2	損益計算書	16
3	貸借対照表	17
4	損益明細書	18
5	キャッシュ・フロー計算書	19
6	行政サービス実施コスト計算書	20
VI	令和4年度事業計画	21
1	事業計画	21
2	経営改善の取組み状況	22
3	予定損益計算書	23
4	予定損益明細書	24
5	資金計画	25
VII	主要事業の推移（令和元年度～3年度）	26

I 法人設立の趣旨

神戸市看護大学は、保健医療に関する質の高い教育研究活動に取り組み、その成果を絶えず地域社会に還元すること及び豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材を育成することを通じて、学術の発展と市民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

平成8年4月、4年制看護大学設置が強く求められる中、神戸市看護大学が開学し、平成12年4月、高度な臨床能力をもつ看護専門職や教育者・研究者・管理者の人材養成に資するとともに、看護学研究のさらなる推進をめざし、大学院が設置された。

平成31年4月には、自律的・効率的で、透明性の高い大学運営体制を構築し、魅力的な大学づくりを推進するため、公立大学法人に移行し、中期目標で掲げた「社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ、看護人材の育成」、「学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等による、大学ブランドの確立」、「業務運営及び財務内容の改善」に沿って大学運営を推進していく。

Ⅱ 法人の概要

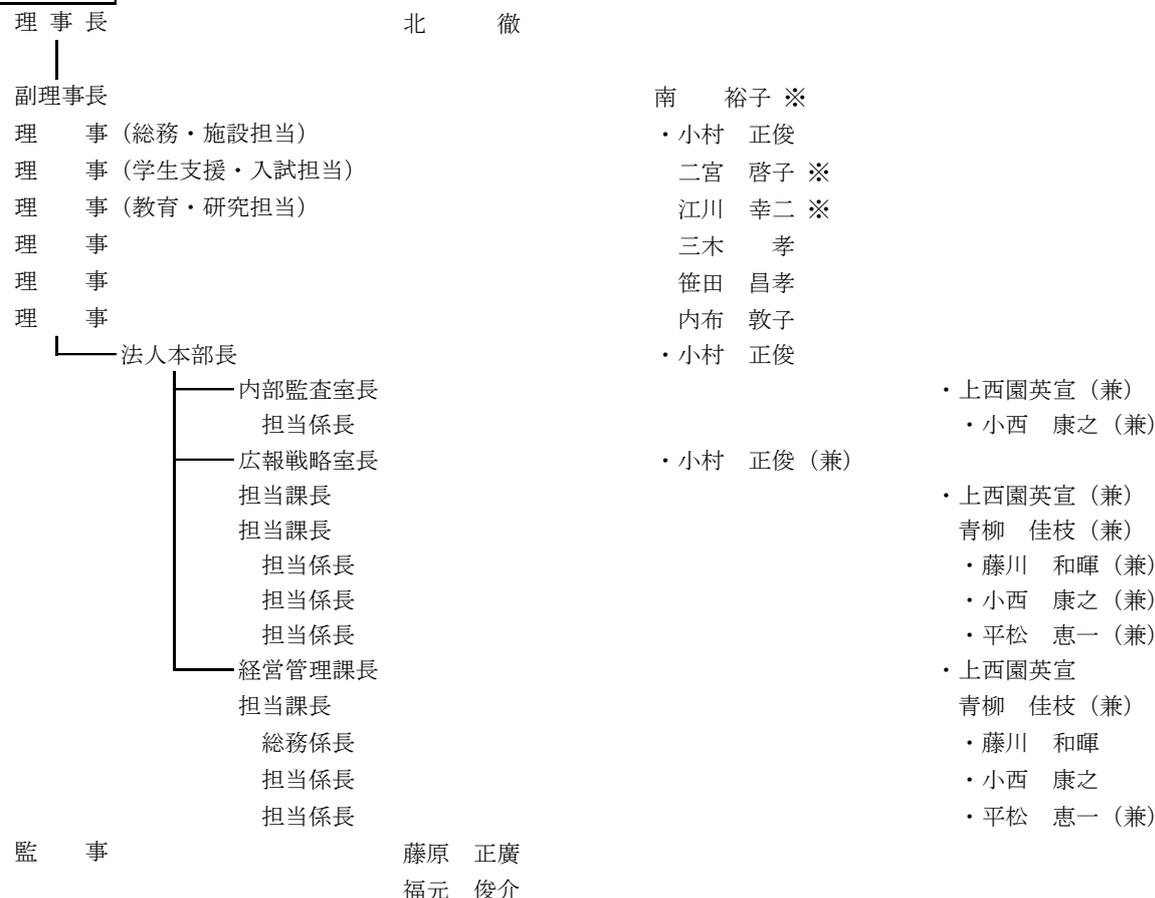
1. 名 称 公立大学法人 神戸市看護大学
2. 所 在 地 神戸市西区学園西町3丁目4番地
3. 設立年月日 平成31年4月1日
4. 資 本 金 8,340,000 千円 (全額本市出資)

Ⅲ 法人の機構・教職員数

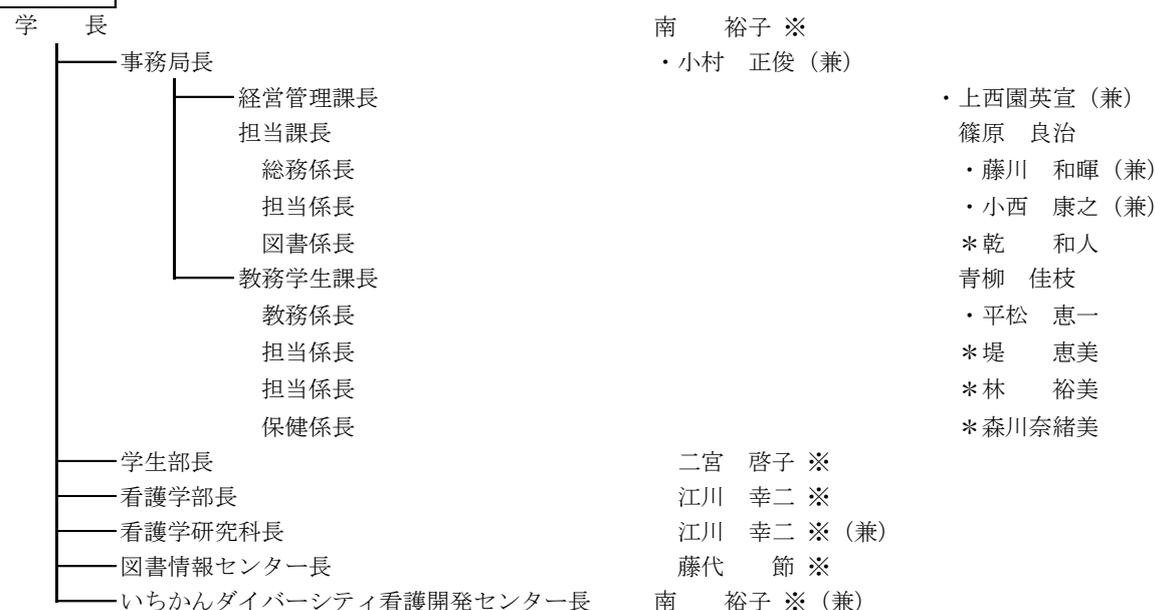
1. 機構

(・は神戸市派遣職員、*は神戸市再任用職員、※は教員を示す。)

法人組織



大学組織



2. 教職員数

(1) 教員数

令和4年8月1日現在

	教授	准教授	講師	助教	計
看護学科	18	12	5	21	56

(注) 副理事長1人、理事2人を含む。

(2) 職員数

令和4年8月1日現在

所属	課長級	係長級	係員	計
経営管理課	2 (1)	3 (3)	14 (6)	19 (10)
教務学生課	1	4 (4)	8 (3)	13 (7)
計	3 (1)	7 (7)	22 (9)	32 (17)

(注) () 内は神戸市派遣職員 (再任用職員含む) で内数を示す。

3. 役員

令和4年8月1日現在

役員の種類	氏名	備考
理事長	北 徹	
副理事長	南 裕 子	学長
理事	小 村 正 俊	総務・施設担当 法人本部長兼事務局長兼広報戦略室長
理事	二 宮 啓 子	学生支援・入試担当 学生部長
理事	江 川 幸 二	教育・研究担当 学部長、研究科長
理事	三 木 孝	
理事	笹 田 昌 孝	
理事	内 布 敦 子	
監事	藤 原 正 廣	
監事	福 元 俊 介	

IV 公立大学法人神戸市看護大学定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、保健医療に関する質の高い教育研究活動に取り組み、その成果を絶えず地域社会に還元すること及び豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材を育成することを通じて、学術の発展と市民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）とする。

(大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、神戸市看護大学を神戸市西区学園西町3丁目4番地に設置する。

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、神戸市とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を神戸市に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、神戸市公報への掲載又はインターネットの利用により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情によりこれらの方法によることができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれらの方法に代えることができる。

第2章 組織

第1節 役員及び職員

(役員)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。

(役員職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第18条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第16条に規定する理事会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は神戸市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第10条 理事長は、市長が任命する。

（学長の任命等）

第11条 神戸市看護大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命する。

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第71条第7項の規定により副理事長となる学長は、学長選考会議（以下「選考会議」という。）の選考に基づき、理事長が任命する。

3 選考会議は、次に掲げる者各3人により構成する。ただし、第1号に掲げる者については、少なくとも1人は第19条第2項第4号に掲げる者を含めることとし、第2号に掲げる者については、少なくとも1人は第22条第2項第5号に掲げる者を含めることとする。

(1) 第19条第1項の経営審議会を構成する委員（理事長及び副理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者

(2) 第22条第1項の教育研究審議会を構成する委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者

4 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 議長は、選考会議を主宰する。

6 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

（理事の任命）

第12条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事の任命に当たっては、現に法人の役員又は職員である者以外の者が含まれるようにしなければならない。

（監事の任命）

第13条 監事は、市長が任命する。

（役員任期）

第14条 理事長の任期は、4年とする。

2 副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。

3 理事の任期は、2年とする。

4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際に法人の役員又は職員以外の者であったときの第12条第2項の適用については、その再任の際、現に法人の役員又は職員である者以外の者とみなす。

6 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

（職員の任命等）

第15条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任免その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

(理事会の設置及び構成)

第16条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(理事会の招集及び議事)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事が会議の目的である事項を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、理事会を主宰する。
- 5 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第18条 理事長は、次に掲げる事項を決定しようとするときは、理事会の議を経るものとする。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 神戸市看護大学の学部、学科その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(経営審議会の設置及び構成)

第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事
 - (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が選任する者
- 3 前項第4号に掲げる委員の数は、委員総数の過半数とする。

- 4 第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、それぞれ当該職の任期とする。
- 5 第2項第4号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第2項の委員は、再任されることができる。

(経営審議会の招集及び議事)

第20条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の委員の3分の1以上の者が会議の目的である事項を記載した書面を理事長に提出して経営審議会の招集を請求したときは、経営審議会を招集しなければならない。
- 3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、経営審議会を主宰する。
- 5 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経営審議会の審議事項)

第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項(第24条第4号に掲げるものを除く。)
- (5) 神戸市看護大学の学部、学科その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項(第24条第5号に掲げるものを除く。)
- (6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(教育研究審議会の設置及び構成)

第22条 法人に、神戸市看護大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長(副学長を置く場合に限る。)
- (3) 学長が指名する教育研究上の重要な組織の長
- (4) 法人の事務局の長
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が指名する者

3 前項第1号から第4号までに掲げる委員の任期は、当該職の任期とする。

4 第2項第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項の委員は、再任されることができる。

(教育研究審議会の招集及び議事)

第23条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、学長以外の委員の3分の1以上の者が会議の目的である事項を記載した書面を学長に提出して教育研究審議会の招集を請求したときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

4 議長は、教育研究審議会を主宰する。

5 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(教育研究審議会の審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(5) 神戸市看護大学の学部、学科その他大学の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(6) 教員の人事及び評価の方針に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）

(7) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(8) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(9) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(10) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、神戸市看護大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学を設置し、及び運営すること。

(2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

(3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第 26 条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第 5 章 資本金等

(資本金)

第 27 条 法人の資本金の額は、神戸市が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として神戸市が評価した価額の合計額とする。

- 2 神戸市が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として神戸市が評価した価額により資本金を増加するものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第 28 条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を神戸市に帰属させる。

第 6 章 雑則

(規程への委任)

第 29 条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(学長の任命に関する特例)
- 2 法人の成立後最初の学長は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、法第 71 条第 6 項に規定する者のうちから理事長が任命する。
- 3 前項の学長の任期は、4 年とする。
- 4 附則第 2 項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとし、その任期は前項に定める学長の任期によるものとする。

附 則

変更後の定款は、公立大学法人神戸市看護大学の成立の日から施行する。

別表（第 27 条関係）

(1) 土地

地 番	地 目	地積（平方メートル）
神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	学校用地	78,148.91

(2) 建物

名 称	所 在 地	構 造	延べ床面積 (平方メートル)
本部研究棟	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 4 階建て	4,084.49
教育棟南館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 3 階建て	2,363.23
教育棟西館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 3 階建て	2,263.58
教育棟北館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 2 階建て	2,207.77
図書館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 3 階建て	1,972.63
体育館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 2 階建て	1,518.88
学生会館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 2 階建て	1,985.87
音楽室・ホール	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄骨コンクリート造 陸屋根 2 階建て	1,216.46
守衛室・管理室	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建て	10.00
体育器具庫	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦平家建て	67.80
自転車置場 (東)	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板平家建て	44.10
自転車置場 (西)	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板平家建て	41.62
時計塔	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦平家建て	31.14

V 令和3年度事業報告

1. 事業の概要

1 社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成

看護学部教育では、看護専門職者としての多様な対象者の個別性に対応できる実践能力を開発することを目的に、新型コロナウイルス感染症影響下（以下「コロナ禍」という。）での制約はあったものの、シミュレーション教育、グループワーク、地域住民による「教育ボランティア」等により、各科目に適した教育を行った。大学院教育では、前期課程では研究コース、CNSコース、助産学実践コース、マネジメント実践コースの4コースにおいて、高度な実践、管理、研究能力を持つ人材を育成するための研究指導を行った。また、後期課程では教育研究者、管理者の育成を目指し、看護基盤開発、看護実践開発の2領域で研究指導を行った。学生に対しては、多様な学生のニーズに対応するため、全学的な学修支援体制のもと、環境整備や生活面、健康面でのサポート、就職支援等を行った。

(1) 学部教育

オープンキャンパス、WEBオープンキャンパスの開催や高等学校等訪問、ホームページから見学申込を受け付けるシステムを構築するなどの広報の拡充等により、受験生の確保に努めた。

新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、授業を適宜オンラインで実施したほか、実習については、許諾の得られた施設での臨地実習のほか、オンライン実習、学内実習を行った。

(2) 大学院教育

WEB会議ツールを活用したWEBオープンキャンパス（分野別相談会）を開催した。

オンライン授業の体制整備により社会人学生等の履修支援を行ったほか、相互連携に基づく演習や臨地実習については、新型コロナウイルス感染症拡大状況に応じて実施した。

(3) 学生への支援

学部生、大学院生に対して実施した学生生活に関するアンケート調査の結果に基づき、次年度での対応を検討した。

生活面、健康面において、教員間や多職種で連携した様々な学生支援体制を充実させた。また、新型コロナウイルス感染拡大により困窮している学生に奨学金の情報提供等の個別支援を行ったほか、修学支援基金を設置した。

保健師、助産師の国家試験では合格率100パーセントを達成するとともに、キャリア支援室による就職支援等により、就職希望者全員の内定となった。

2 学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等による大学ブランドの確立

地域の保健医療への貢献を目指し、多様な学術研究により、本市の政策課題に関する情報交換や、科学研究費等の競争的資金獲得に向けた各種サポートを行い、研究推進を図った。また、コロナ禍での制約はあったものの、地域貢献、連携事業により、教育ボランティア等のコラボ教育等を推進するとともに、研修会等の開催により、地域の看護職者の資質向上と

定着促進に取り組んだ。さらに、国際交流では、学術協定を締結しているベトナム・ダナン大学とオンラインによる交流イベントを開催した。

(1) 地域課題の解決や健康創造都市戦略等を担う学術研究の推進

本市との情報交換を適宜実施し、本市からの委託事業として「コロナ禍を契機とした健康問題の増加への先行的対策事業」を実施した。兵庫県から「保健師キャリア支援センター運営事業」を受託し、県内保健師に対する各種研修等を実施した。また、科学研究費獲得を目指し、科研獲得プロジェクトを発足した。

(2) 市民との連携、交流による地域の保健医療への貢献の推進

コロナ禍の制限の中で実施方法を工夫するなどして、「まちの保健室」や「コラボカフェ」等の地域貢献・連携事業を実施した。また、本市の新型コロナウイルス感染軽症者宿泊施設の運営支援、本市保健所での保健師業務の協力、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の運営支援等を行った。看護専門職講座等の開催、卒業生へのキャリア相談、市民病院群との聴講制度等により優秀な看護人材の輩出、地域の看護職者の資質向上と定着促進に取り組んだ。

(3) グローバルな視点を培う国際交流の推進

英語を母語とする教員による「English Extra!」をハイブリッド方式も含めて継続実施したほか、ベトナム・ダナン大学との交流イベントをオンラインで実施した。

3 業務運営及び財務内容の改善

業務内容に応じた適正で効率的な組織運営体制の構築や職員配置を行うとともに、ICTの活用等による業務の効率化に努めた。

(1) 効率的で機動的な運営体制の構築による地域の発展への貢献

いちかんダイバーシティ看護開発センターを設置し、テーマごとに横断的な8グループを設置、各グループが新たな取り組みを進めた。また、広報戦略室を設置し、入試関連情報の分析に基づいて、戦略的な広報を実施した。

(2) 優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事組織制度の構築

教員採用基準に適合する教員の採用、特任教員の採用、科目特別講師制度の導入など多様な人材の確保に取り組むとともに、法人の業務に見合った契約職員の採用や人材派遣社員の活用による弾力的運用を行った。また、教員活動評価規程および委員会規程を策定した。

(3) 教育環境の整備、充実

文部科学省の大学改革推進等補助事業のうち、実習等に資するシミュレーター等のDX設備整備について応募し、選定されたことに伴い、教職員からなるプロジェクトチームを立ち上げた。

(4) 自己点検評価による質の改善、情報公開による透明性の確保

法人情報の発信を含めた機動的な広報に取り組んだ。また、コロナ禍における本学のパンデミックに対処したおよそ2年間の記録をまとめた。また、図書館システムの更新を行った。

(5) 心身の健康と安全の確保、危機管理体制の整備、ハラスメント行為の防止

健康診断の実施等により健康管理を推進するとともに、ハラスメント防止に関する研修の実施や相談窓口の周知を行った。

(6) 多様な自己収入の確保、充実と業務の改善、経費の適正化

科研獲得プロジェクトを発足させ、応募採択に向けて支援を行った。寄附について修学支

援基金について国から承認を得たほか、それ以外の寄附に係る規程の制定などを行い、制度面の整備を行った。

2. 損益計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用		経常収益	
業務費	1,159,092,926	運営費交付金収益	895,193,549
教育経費	123,272,601	授業料収益	240,235,008
研究経費	36,100,562	入学金収益	49,003,300
教育研究支援経費	43,933,213	検定料収益	8,065,600
人件費	930,205,550	補助金等収益	9,282,000
受託事業費	25,581,000	受託事業費	25,581,000
一般管理費	92,010,912	寄附金収益	1,591,900
財務費用	934,891	資産見返負債戻入	6,138,579
支払利息	934,891	雑益	33,211,692
合計	1,252,038,729	合計	1,268,302,628
		当期純利益	16,263,899
		当期総利益	16,263,899

※神戸市からの収入

(1) 運営費交付金 932,831 千円

（但し、資産取得への充当等があるため、損益計算書の運営費交付金収益は 895,194 千円）

(2) 受託料 15,000 千円

3. 貸借対照表（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	308,902,092	（負債の部）	859,400,310
現金及び預金	249,532,518	流動負債	258,554,818
その他未収入金	59,369,574	運営費交付金債務	53,187,259
	—	寄附金債務	3,492,060
	—	未払金	117,668,687
	—	リース債務	15,664,211
	—	未払費用	4,339,822
	—	預り金	10,920,662
	—	預り科学研究費補助金等	44,570,402
		賞与引当金	8,711,715
固定資産	8,741,235,263	固定負債	600,845,492
有形固定資産	8,731,891,649	資産見返負債	554,118,432
土地	6,420,000,000	長期リース債務	46,727,060
建物	1,743,410,342	（純資産の部）	8,190,737,045
工具器具備品	62,770,138	資本金	8,340,000,000
図書	505,711,169	資本剰余金	△230,716,896
無形固定資産	9,343,614	損益外減価償却累計額	△230,716,896
ソフトウェア	9,343,614	利益剰余金	81,453,941
	—	目的積立金	65,190,042
	—	当期末処分利益	16,263,899
資産合計	9,050,137,355	負債及び純資産合計	9,050,137,355

4. 損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位：円)

科 目	収 入	内 訳				
		運営費交付金	補助金等収入	受託事業等収入	授業料等収入	その他収入
運営費交付金収益	895,193,549	895,193,549	-	-	-	-
授業料収益	240,235,008	-	-	-	240,235,008	-
入学金収益	49,003,300	-	-	-	49,003,300	-
検定料収益	8,065,600	-	-	-	8,065,600	-
補助金等収益	9,282,000	-	9,282,000	-	-	-
受託事業収益	25,581,000	-	-	25,581,000	-	-
寄附金収益	1,591,900	-	-	-	-	1,591,900
資産見返負債戻入	6,138,579	3,031,462	-	-	516,064	2,591,053
雑益	33,211,692	-	-	-	-	33,211,692
合 計	1,268,302,628	898,225,011	9,282,000	25,581,000	297,819,972	37,394,645

(2) 支出内訳表

(単位：円)

科 目	支 出	内 訳		
		人件費	物件費等	減価償却費
教育経費	123,272,601	-	113,184,595	10,088,006
研究経費	36,100,562	-	36,100,562	-
教育研究支援経費	43,933,213	-	43,933,213	-
人件費	930,205,550	930,205,550	-	-
受託事業費	25,581,000	13,457,501	12,123,499	-
一般管理費	92,010,912	-	88,760,339	3,250,573
財務費用	934,891	-	934,891	-
合 計	1,252,038,729	943,663,051	295,037,099	13,338,579

5. キャッシュ・フロー計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：円）

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	▲ 152,357,503
	人件費支出	▲ 884,320,904
	その他の業務支出	▲ 121,495,035
	運営費交付金収入	939,227,350
	授業料収入	215,100,258
	入学金収入	46,356,300
	検定料収入	8,065,600
	補助金等収入	9,031,000
	寄附金収入	1,136,000
	その他収入	18,383,253
	預り金等の増減	19,527,402
	業務活動によるキャッシュ・フロー	98,653,721
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	▲ 37,990,802
	投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 37,990,802
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	▲ 9,202,237
	利息の支払額	▲ 934,891
	財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 10,137,128
IV	資金増減額	50,525,791
V	資金期首残高	199,006,727
VI	資金期末残高	249,532,518

6. 行政サービス実施コスト計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：円）

I	業務費用			
	（1）損益計算書上の費用			
	業務費	1,159,092,926		
	一般管理費	92,010,912		
	財務費用	934,891	1,252,038,729	
	（2）（控除）自己収入等			
	授業料収益	▲ 240,235,008		
	入学金収益	▲ 49,003,300		
	検定料収益	▲ 8,065,600		
	寄附金収益	▲ 1,591,900		
	受託事業収益	▲ 25,581,000		
	雑益	▲ 24,091,500		
	資産見返運営費交付金等戻入	▲ 516,064	▲ 349,084,372	
	業務費用合計			902,954,357
II	損益外減価償却相当額			76,905,632
III	引当外賞与増加見積額			3,910,442
IV	引当外退職給付増加見積額			▲ 71,675,311
V	機会費用			
	地方公共団体出資の機会費用		17,110,245	17,110,245
VI	行政サービス実施コスト			929,205,365

VI 令和4年度事業計画

1. 事業計画

- 1 社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成
 - (1) 学部教育
新カリキュラムの教育内容について検証・評価を行う。
ホームページや大学案内のリニューアル等により大学の魅力の情報発信を強化する。
 - (2) 大学院教育
新たに学内推薦・機関推薦を実施する。
市民病院群、民間医療機関、実習施設及び関係団体へ大学院案内を送付する。
 - (3) 学生への支援
当法人におけるLGBT等に関する基本理念に基づき環境整備を行う。
学生のニーズに合わせた学修支援ができるような環境整備を行う。
新たな市内就職先開拓に向けて計画的に病院訪問を行う。
2023年度入学者より入学金を減額(△14.1千円)する。
2022年度卒業生より市内就職奨励金制度を創設する。

- 2 学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等による大学ブランドの確立
 - (1) 地域課題の解決や健康創造都市戦略等を担う学術研究の推進
本市と地域に貢献する研究の推進として、コロナ禍を契機とした健康問題の増加への先行的対策を継続実施する。
国の競争的科学技術関連研究費等の情報を収集するとともに可能なものから申請を行う。
 - (2) 市民との連携、交流による地域の保健医療への貢献の推進
地元の自治防災組織等と連携した防災・減災等に関する市民及び神戸市在住外国人向け研修会を実施する。
兵庫県看護協会と連携して新人看護師育成に関する臨床のニーズに対する支援を行う。
保健師キャリア支援センターにおいて県下保健師の資質向上と定着促進に向けた研修を実施する。
 - (3) グローバルな視点を培う国際交流の推進
留学生の受け入れ方針や体制を検討・決定する。
オンライン講演・オンライン意見交換会等を通じて海外の大学との交流機会を提供する。

- 3 業務運営及び財務内容の改善
 - (1) 効率的で機動的な運営体制の構築による地域の発展への貢献
学内データの一元化・分析実施のため広報戦略室の体制強化を図る。
 - (2) 優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事組織制度の構築
教員評価制度試行結果の評価により制度内容を精査する。
 - (3) 教育環境の整備、充実
優秀な学生確保のために大学の魅力を高める施設・設備面を整備する。
 - (4) 自己点検評価による質の改善、情報公開による透明性の確保
2023年度受審予定の機関別認証評価に向けた準備を進める。
 - (5) 心身の健康と安全の確保、危機管理体制の整備、ハラスメント行為の防止
定期的な安全点検を実施するとともに、教職員・学生の健康管理を推進する。
教職員を対象とした倫理、コンプライアンス、ハラスメント防止研修を実施する。
 - (6) 多様な自己収入の確保、充実と業務の改善、経費の適正化
事務局内の業務分担の整理により効率的な事務執行を行う。
基金確保に向けた周知を図る。

2. 経営改善の取組み状況

理事長及び学長のリーダーシップの下、効率的で機動的な組織運営体制を構築するなど、地域の発展に貢献する大学づくりを進めていく。

(1) 令和3年度の取組み

○効率的で機動的な組織運営体制の構築

- ・いちかんダイバーシティ看護開発センターを発足し、テーマごとに横断的な8グループ（地域連携、国際交流、臨床看護連携、災害看護、健康支援、在宅ケア支援、地域保健支援、保健師キャリア支援センター）を設置し、新たな取り組みを進めた。

○優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事・組織制度の構築

- ・いちかんダイバーシティ看護開発センターの事業推進のため、特任教員を新規に3名採用し、4名体制とした。
- ・大学院や教員の研究を促進するための環境づくりの強化のため、研究科に公衆衛生学、統計学等を担当する特任教員1名の採用を決定した。
- ・大学院に新たな専門分野の人材を育成するため、災害看護・国際看護の教授の公募・採用を行った。

○教育環境の整備及び財務内容の改善等

- ・神戸市の令和3年度補正予算を受けて、大学の魅力を向上させる美装化（施設・設備面の整備）の検討を行った。
- ・図書館システムの更新を行った。
- ・国の承認を得て修学支援基金を設置したほか、それ以外の寄附（大学基金）にかかる規程等を策定し、制度面の整備を行った。

(2) 令和4年度の取組み

○効率的で機動的な組織運営体制の構築

- ・いちかんダイバーシティ看護開発センターにおいて、継続して8つのグループが相互に連携して、取り組みを進める。
- ・学内の各部署が所有するデータを一元化し分析を行うため、広報戦略室の体制強化を行う。

○優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事・組織制度の構築

- ・退職者の補充等、人事異動に際し、大学カリキュラムや事業の円滑な執行のため、相応しい人事配置を行う。
- ・各団体が実施する研修制度を随時職員に周知をし、積極的に参加を進める。

○教育環境の整備及び財務内容の改善等

- ・学内にシミュレーション施設・機器を統括する体制を設置し、シミュレーションルームの機器、物品の整備を行うとともに今後のあり方について検討する。
- ・大学の魅力を高める施設・設備面を整備する。

3. 予定損益計算書（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：千円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用		経常収益	
業務費	1,096,140	運営費交付金収益	961,602
教育経費	81,622	授業料収益	215,076
研究経費	46,896	入学金収益	27,614
教育研究支援経費	48,766	検定料収益	8,200
人件費	893,400	補助金等収益	7,047
受託事業費	25,456	寄附金収益	1,000
一般管理費	165,495	受託事業収益	25,456
財務費用	2,000	資産見返負債戻入	5,000
支払利息	2,000	雑益	12,640
合計	1,263,635	合計	1,263,635
		当期純利益	—
		当期総利益	—

※神戸市からの収入

(1) 運営費交付金 995,302 千円

(但し資産取得への充当等があるため、予定損益計算書の運営費交付金収益は 961,602 千円)

(2) 受託料 15,000 千円

4. 予定損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位：千円)

科 目	収 入	内 訳				
		運営費交付金	補助金等収入	受託事業等収入	授業料等収入	その他収入
運営費交付金収益	961,602	961,602	-	-	-	-
授業料収益	215,076	-	-	-	215,076	-
入学金収益	27,614	-	-	-	27,614	-
検定料収益	8,200	-	-	-	8,200	-
補助金等収益	7,047	-	7,047	-	-	-
寄附金収益	1,000	-	-	-	-	1,000
受託事業収益	25,456	-	-	25,456	-	-
資産見返負債戻入	5,000	2,000	-	-	400	2,600
雑益	12,640	-	-	-	-	12,640
合 計	1,263,635	963,602	7,047	25,456	251,290	16,240

(2) 支出内訳表

(単位：千円)

科 目	支 出	内 訳		
		人件費	物件費等	減価償却費
教育経費	81,622	-	78,622	3,000
研究経費	46,896	-	46,896	-
教育研究支援経費	48,766	-	48,766	-
人件費	893,400	893,400	-	-
受託事業費	25,456	-	25,456	-
一般管理費	165,495	-	163,495	2,000
財務費用	2,000	-	2,000	-
合 計	1,263,635	893,400	365,235	5,000

5. 資 金 計 画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	1,326,758
業務活動による支出	1,256,758
投資活動による支出	70,000
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	-
資金収入	1,326,758
業務活動による収入	1,301,758
運営費交付金による収入	995,302
授業料・入学金・検定料による収入	251,000
補助金等による収入	17,000
受託事業等収入	25,456
寄附金収入	1,000
その他の収入	12,000
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	25,000

VII 主要事業の推移 (令和2年度～4年度)

1. 学生数の推移 (5月1日時点)

(単位：人)

		令和4年度					計	令和3年度		令和2年度	
		総定員	1年	2年	3年	4年		総定員	学生数	総定員	学生数
看護学部看護学科		400	97	95	105	108	405	400	395	400	390
看護研究学科	博士前期課程	56	20	19	-	-	39	56	47	56	51
	博士後期課程	9	3	3	12	-	18	9	20	9	20

2. 志願者数及び競争率の推移

区分	定員 (人)	令和4年度入学試験						令和3年度 入学試験		令和2年度 入学試験	
		志願者数		受験者数		合格 者数 (人)	入学 者数 (人)	志願者 (人)	倍率 (倍)	志願者 (人)	倍率 (倍)
		志願者 (人)	倍率 (倍)	受験者 (人)	受験率 (%)						
推薦	25	122	4.9	122	100.0	25	25	104	4.2	120	4.8
前期	55	118	2.1	110	93.2	56	53	106	1.9	147	2.7
後期	15	146	9.7	35	24.0	20	19	167	11.1	123	8.2
編入学	10	20	2.0	20	100.0	11	10	22	2.2	18	1.8
計	105	406	3.9	287	70.7	112	107	399	3.9	408	3.9